

星蘭会会則

渋谷幕張シンガポール校同窓会
早稲田渋谷シンガポール校同窓会
「星蘭会」

星蘭会 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、星蘭会と称し、その本部を57 West Coast Road, Singapore 127366に置くものとする。

第2条 (目的)

本会は、早稲田大学系属早稲田渋谷シンガポール校(旧名:渋谷幕張シンガポール校)(以下、総称して「本校」という。)の精神に則り、会員相互の親睦を図り、もって本校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、第2条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員名簿の管理
- (2) 本校と会員の間又は会員相互間の交流及び親睦に寄与する事業
- (3) 本会ホームページの広報
- (4) 会員の諸活動の援助
- (5) その他本会の目的に沿った事業

第2章 組織

第4条 (会員)

本会の会員は、本会の趣旨及び目的に賛同する者で、次の各号に掲げる個人とする。

- (1) 本校の卒業生
- (2) 本校を退学した者で、その後本会への入会を希望し、会長が承認した者
- (3) 本校の教職員及び教職員であった者
- (4) その他幹事会が適当と認めた者

第5条 (会費)

会員は、本校卒業時点において、5000円に相当するシンガポールドルとして本校が定める金額を納入するものとする。但し、前条2号に定める方法により会員となった者は、会長の承認時において、別途定める終身会費を納入するものとする。

第3章 役員等

第6条 (役員等の構成)

1. 本会に次の定数の役員(以下、総称して「本会役員」という)を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 2名 |
| (5) 監事 | 2名 |

2. 本会には名誉会長を置くものとし、名誉会長は、本校の校長をもってあてる。

3. 幹事会は、第1項各号に定めるもののほか、顧問その他の役員を置くことができるものとする。顧問その他の役員は教職員又は教職員であった者のうちから定める。

4. 幹事会は、本会の事業の遂行を目的として、必要に応じ、会員のうちから事務局を任命できるものとする。

第7条 (役員を選出方法)

本会役員は、幹事会のうちから任命するものとする。

第8条 (役員)の職務及び任期)

1. 本会役員は、以下の各号に定める役職に応じた職務を行う。
 - (1) 会長:本会を代表し、本会の運営及び事業の実施を総括する。
 - (2) 副会長:会長を補佐し、その職務を代行する。
 - (3) 事務局長:本会の事業の企画・立案を計画し、本会員間の連絡調整を図る。
 - (4) 会計:本会の会費及び収支を管理する。
 - (5) 監事:本会の業務の執行を監査し、幹事会に報告する
2. 本会役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、引き続き4年を超えて在任することはできない。

第3章 幹事会

第9条 (代表幹事)

1. 会員は、本校の卒業時に、当該学年を代表する代表幹事2名を選出するものとする。
2. 代表幹事の任期は3年とし、任期満了時点において本条第3項各号に定める事由に該当すると会長が認めた場合を除き、自動的に同期間再任されるものとする。
3. 各卒業年度における代表幹事は、以下の各号のいずれかに定める場合、当該卒業年度における新たな代表幹事(以下「後任代表幹事」という。)を任命し、代表幹事を辞することができる。但し、この場合において、当該代表幹事は、新たに任命される後任代表幹事の氏名及び連絡先を、速やかに幹事会へ報告しなければならず、幹事会において当該報告を受領するまでは、引き続きその職務を行うものとする。
 - (1) 幹事会への出席が著しく困難となった場合
 - (2) その他代表幹事を辞するやむを得ない事由があると会長が認めた場合

第10条 (幹事会)

幹事会は、各卒業年度における代表幹事で組織する。

第11条 (幹事会の職務及び決議に関する事項)

1. 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 会員の入会、退会及び除名に関する事項
 - (2) 本会役員に関する事項
 - (3) 本会の事業の運営に関し必要な事項及び実施等に関する事項
 - (4) 本会則の改正に関する事項
 - (5) その他本会の目的を遂行するために必要な事項
2. 会長は、幹事会を招集しその議長となる。
3. 幹事会における決議は、出席した代表幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長がこれを決する。

第4章 会計

第12条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第13条 (経費)

本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

第14条 (財産の管理)

1. 本会の財産は、会長が管理する。
2. 会長は、毎会計年度末における財産目録を作成し、本会ホームページにおいて本会の財産及び負債を明らかにする。

第15条 (会計規程)

本会の会計に関するその他の事項については、別の細則をもってこれを定める。

第4章 雑 則

第16条 (改訂)

本会則は、第11条第3項に定める幹事会の決議により改訂することができる。

第17条 (細則の制定)

本会則に必要な細則及び本会に関連する規約については、第11条第3項に定める幹事会の決議を経て、会長が定める。

附則

本会則は、2005年3月15日から施行する。

附則

本会則は、2024年11月9日から施行する。

以上